

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	町税の賦課・徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小布施町は、町税の賦課・徴収事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

長野県小布施町長

公表日

令和7年8月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	町税の賦課・徴収事務
②事務の概要	地方税法に基づき、町税を計算し賦課する。賦課額に基づき住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。
③システムの名称	固定資産税システム、個人住民税システム、申告相談システム、国保税システム、軽自動車税システム、収納システム、eLtaxシステム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル、申告情報ファイル、個人資格ファイル、所得資産ファイル、車両情報ファイル、収納情報ファイル、eLtax情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24及び44の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表48及び69の項 情報提供の根拠 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民税務課
②所属長の役職名	住民税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小布施町総務課 〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 電話 026-214-9101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小布施町住民税務課 〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 電話 026-214-9103
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査

実施の有無	[☒] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発]
	＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	定期的に開催される職員を対象とした情報セキュリティ研修に参加し意識付けを行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	公表日	2015/4/6	2019/6/20	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		整理し記載	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	総務課長 田中助一	総務課長	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 6.他の評価実施機関		なし	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象人員2.取扱件数(いつ時点)	2015/2/28	2019/6/3	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		新規追加	事後	
令和7年8月22日	I 1. ③システムの名称	固定資産税システム、個人住民税システム、申告相談システム、国保税システム、軽自動車税システム、収納システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	固定資産税システム、個人住民税システム、申告相談システム、国保税システム、軽自動車税システム、収納システム、eLtaxシステム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	システムの追加
令和7年8月22日	I 2. 特定個人情報ファイル名	賦課情報ファイル、申告情報ファイル、個人資格ファイル、所得資産ファイル、車両情報ファイル、収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル	賦課情報ファイル、申告情報ファイル、個人資格ファイル、所得資産ファイル、車両情報ファイル、収納情報ファイル、eLtax情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル	事後	ファイルの追加
令和8年8月22日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条別表第一 第16、30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号	番号法第9条第1項 別表24及び44の項	事後	法改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月22日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85 の,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,119の項 (情報照会の根拠):なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,15,16,20,22,22の2,23,24,25,26の 6,27,28,31,32,33,37,38,39,40,41,43,43の3,44の2,45,47,48,49の2,50,51,53,55,56,57,58,59,59の2の各条 (情報照会の根拠):なし	情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表48及び69の項 情報提供の根拠:番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税情報」が含まれる項 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173)	事後	法改正による
令和7年8月22日	I 5. 評価実施機関における担当部署①部署名	総務課	住民税務課	事後	組織改編による
令和7年8月22日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	総務課長	住民税務課長	事後	組織改編による
令和7年8月22日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	小布施町役場総務課(総務係) 情報公開・個人情報保護担当 〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 電話 026-247-3111	小布施町総務課 〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 電話 026-214-9101	事後	組織改編による
令和7年8月22日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	小布施町役場総務課(税務会計係) 381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 電話 026-247-3111	小布施町住民税務課 〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 電話 026-214-9103	事後	組織改編による
令和7年8月22日	II 1. 対象人数	令和1年6月3日時点	令和7年7月1日時点	事後	再実施・様式変更
令和7年8月22日	II 2. 取扱者数	令和1年6月3日時点	令和7年7月1日時点	事後	再実施・様式変更
令和7年8月22日	IV 8. 人手を介在させる作業判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	再実施・様式変更
令和7年8月22日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		定期的に開催される職員を対象とした情報セキュリティ研修に参加し意識付けを行っている。	事後	再実施・様式変更